

e 承認サービス（マンション管理会社）＜収納代行利用版＞ 管理会社側サービス利用規定 改定内容

※「改定前」の青字箇所は削除、「改定後」の赤字箇所は変更箇所です。

	改定前	改定後
改定年月	2023年8月改定	2025年4月改定
1(1)②	契約者の担当者または責任者が支払承認依頼機能により承認依頼がなされた振込依頼明細データについての管理組合における承認状況および当行所定の収納代行会社（以下、「指定収納代行会社」といいます）による振込資金等払出口座（e 承認サービス（マンション管理組合）＜収納代行利用版＞利用規定（以下、「管理組合側サービス利用規定」といいます）1.(1)④に定義します）からの引落とし状況を照会する機能（以下、「支払承認状況等照会機能」といいます）	契約者の担当者または責任者が支払承認依頼機能により <b>支払承認</b> 依頼がなされた振込依頼明細データについての管理組合における承認状況および当行所定の収納代行会社（以下、「指定収納代行会社」といいます）による振込資金等払出口座（e 承認サービス（マンション管理組合）＜収納代行利用版＞利用規定（以下、「管理組合側サービス利用規定」といいます）1.(1)④に定義します）からの引落とし状況を照会する機能（以下、「支払承認状況等照会機能」といいます）
1(1)③	契約者の担当者が管理組合に対して <b>支払の承認</b> を依頼する管理費用の証憑書類にかかる電磁的記録を当行所定の方法によりアップロードした後、 <b>契約書</b> の責任者が当該電磁的記録の内容を当行所定の方法により確認および確定した上で、当行所定の方法により当該電磁的記録を当該支払承認依頼に添付する（これにより当該管理組合が当該支払承認依頼に対する承認または否認を行う際に当該電磁的記録を閲覧することができるようにする）機能（以下、「ファイル添付機能」といいます）	契約者の担当者が管理組合に対して承認を依頼する <b>支払の対象である</b> 管理費用の証憑書類にかかる電磁的記録を当行所定の方法によりアップロードした後、 <b>契約者</b> の責任者が当該電磁的記録の内容を当行所定の方法により確認および確定した上で、当行所定の方法により当該電磁的記録を当該支払承認依頼に添付する（これにより当該管理組合が当該支払承認依頼に対する承認または否認を行う際に当該電磁的記録を閲覧することができるようにする）機能（以下、「ファイル添付機能」といいます）
1(1)④	契約者の会社管理者または会社管理者（副）が本サービスの利用にかかるログイン ID の新規発行、変更、削除を行う機能（以下、「ユ	④契約者の会社管理者または会社管理者（副）が本サービスの利用にかかるログイン ID <b>（ValueDoor 利用規定第 4 条(1)①に定め</b>

	「ユーザー管理機能」といいます)	る手順により発行される利用者 ID をいいます。以下同じ) の新規発行、変更、削除を行う機能 (以下、「ユーザー管理機能」といいます)
1(1)⑤	契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者 (副) が管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する機能 (以下、「組合管理機能」といいます)	契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者 (副) が管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する機能 (以下、「管理組合情報照会機能」といいます)、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者 (副) が管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請することができる機能 (以下、「パスワード初期化機能」といいます)、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者 (副) が管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のログイン ID を当該理事長または担当理事に通知することを当行に申請することができる機能 (以下、「ログイン ID 通知機能」といいます) その他管理組合の管理のための当行所定の機能 (以下、「組合管理機能」といいます)
1(2)②	マンション管理委託契約に基づく契約者に対する授権 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理組合から、管理組合の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限 (管理費用の支払にかかる振込依頼明細データの作成権限を含みます) を授与された上、当該権限を行使するものとします (疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合に対して当該管理費用の支払承認依頼を行うに当たり、管理組	マンション管理委託契約に基づく契約者に対する授権 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理組合から、管理組合の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限 (管理費用の支払にかかる振込依頼明細データの作成権限、パスワード初期化機能の利用による管理組合の理事長または担当理事のパスワード初期化の当行に対する申請権限およびログイン ID 通知機能の利用による管理組合の理事長または担当

	<p>合から当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量を与えられない個別的かつ具体的な委託を受けることはできないものとします)。</p> <p>契約者は、本サービスの申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、管理組合から当該権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、</p> <p>本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回されることなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p>	<p>理事のログイン ID 通知の当行に対する申請権限を含みます) を授与された上、当該権限を行使するものとします (疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合に対して当該管理費用の支払承認依頼を行うに当たり、管理組合から当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量を与えられない個別的かつ具体的な委託を受けることはできないものとします)。</p> <p>契約者は、本サービスの申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、管理組合から当該権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、</p> <p>本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回されることなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p>
3(3)①	<p>ログイン ID (ValueDoor 利用規定第 4 条(1)①に定める手続きにより発行される利用者 ID をいいます。以下同じ) 、初期パスワード、パスワードその他の本人確認に必要なものは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードは第三者には一切開示しないものとします。</p>	<p>ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認に必要なものは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードは第三者には一切開示しないものとします。</p>
4(1)④	<p>振込依頼明細データの取扱</p> <p>当行所定の方法により振込依頼明細データの登録が行われまたは当該振込依頼明細データの内容が確認および確定された場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録または確認および確定を行ったものとみなされるものとします。なお、担当者</p>	<p>振込依頼明細データの取扱</p> <p>当行所定の方法により振込依頼明細データの登録が行われまたは当該振込依頼明細データの内容が確認および確定された場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録または確認および確定を行ったものとみなされるものとします。なお、担当者</p>

	<p>および責任者は、自らの責任において振込依頼明細データの内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、振込依頼明細データの内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。</p>	<p>および責任者は、自らの責任において振込依頼明細データの内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、振込依頼明細データの内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。</p>
4(1)⑤	<p>契約者による支払等承認機能の利用</p> <p>契約者は、当行所定の方法により、管理組合から、管理組合の代理人として、当行所定の範囲において支払等承認機能（e 承認サービス（マンション管理組合）＜収納代行利用版＞利用規定 1.(1)③に定義します）を利用する権限を授与された上、当該権限を行使することができます。</p> <p>契約者は、支払等承認機能の利用時において、管理組合から当該利用のための権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、支払等承認機能を利用している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> <p>当行は、契約者による支払等承認機能の利用が行われた場合には、管理組合による契約者に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく契約者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。</p>	<p>契約者による支払等承認機能の利用</p> <p>契約者は、当行所定の方法により、管理組合から、管理組合の代理人として、当行所定の範囲において支払等承認機能（管理組合側サービス利用規定 1.(1)③に定義します）を利用する権限を授与された上、当該権限を行使することができます。</p> <p>契約者は、支払等承認機能の利用時において、管理組合から当該利用のための権限を適法かつ有効に授与されていることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、支払等承認機能を利用している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> <p>当行は、契約者による支払等承認機能の利用が行われた場合には、管理組合による契約者に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく契約者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。</p>
4(2)①	<p>支払承認状況等照会機能の内容</p>	<p>支払承認状況等照会機能の内容</p>

	<p>支払承認状況等照会機能とは、担当者または責任者が占有・管理する端末の操作により、支払承認依頼機能により承認依頼がなされた振込依頼明細データについての管理組合における承認状況および指定収納代行会社による振込資金等払出口座からの引落とし状況を照会する機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、支払承認状況等照会機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者および責任者を登録するものとします。</p>	<p>支払承認状況等照会機能とは、担当者または責任者が占有・管理する端末の操作により、支払承認依頼機能により<b>支払</b>承認依頼がなされた振込依頼明細データについての管理組合における承認状況および指定収納代行会社による振込資金等払出口座からの引落とし状況を照会する機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、支払承認状況等照会機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者および責任者を登録するものとします。</p>
4(2)②	<p>支払承認状況等照会の方法</p> <p>担当者または責任者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、支払承認依頼機能により承認依頼がなされた振込依頼明細データについての管理組合における承認状況および指定収納代行会社による振込資金等払出口座からの引落とし状況を照会するものとします。なお、担当者または責任者が、支払承認状況等照会機能の利用により管理組合における承認状況および指定収納代行会社による振込資金等払出口座からの引落とし状況を照会することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。</p>	<p>支払承認状況等照会の方法</p> <p>担当者または責任者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、支払承認依頼機能により<b>支払</b>承認依頼がなされた振込依頼明細データについての管理組合における承認状況および指定収納代行会社による振込資金等払出口座からの引落とし状況を照会するものとします。なお、担当者または責任者が、支払承認状況等照会機能の利用により管理組合における承認状況および指定収納代行会社による振込資金等払出口座からの引落とし状況を照会することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。</p>
4(3)①	<p>ファイル添付機能の内容</p> <p>ファイル添付機能とは、担当者が占有・管理する端末の操作により、管理組合に対して<b>支払</b>の承認を依頼する管理費用の証憑書類にかかる PDF ファイルその他の当行所定のファイルへの記録の方式により記録された電磁的記録（以下、「対象ファイル」といいます）を当行</p>	<p>ファイル添付機能の内容</p> <p>ファイル添付機能とは、担当者が占有・管理する端末の操作により、管理組合に対して承認を依頼する<b>支払の対象である</b>管理費用の証憑書類にかかる PDF ファイルその他の当行所定のファイルへの記録の方式により記録された電磁的記録（以下、「対象ファイル」といいます）を当行</p>



	<p>所定の方法によりアップロードした上、責任者が占有・管理する端末の操作により、対象ファイルの内容を当行所定の方法により確認および確定することにより、当行所定の方法により対象ファイルを当該支払承認依頼に添付する（これにより当該管理組合が当該支払承認依頼に対する承認または否認を行う際に対象ファイルを閲覧することができるようにする）機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、ファイル添付機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者および責任者を登録するものとします。</p>	<p>す）を当行所定の方法によりアップロードした上、責任者が占有・管理する端末の操作により、対象ファイルの内容を当行所定の方法により確認および確定することにより、当行所定の方法により対象ファイルを支払承認依頼に添付する（これにより当該管理組合が支払承認依頼に対する承認または否認を行う際に対象ファイルを閲覧することができるようにする）機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、ファイル添付機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者および責任者を登録するものとします。</p>
4(5)①	<p>組合管理機能の内容</p> <p>組合管理機能とは、担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する機能をいいます。</p> <p>なお、契約者は、組合管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により会社管理者届け出るものとします。また、契約者は、担当者、責任者または会社管理者（副）による組合管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者、責任者または会社管理者（副）を登録するものとします。</p>	<p>組合管理機能の内容</p> <p>組合管理機能とは、担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会する<b>管理組合情報照会機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請することができるパスワード初期化機能、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）が占有・管理する端末の操作により、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のログインIDを当行所定の方法により当該理事長または担当理事に通知することを当行に申請することができるログインID通知機能</b>その他管理組合の管理のための当行所定の機能をいいます。</p>

		<p>なお、契約者は、組合管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により会社管理者届け出るものとします。また、契約者は、担当者、責任者または会社管理者（副）による組合管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により担当者、責任者または会社管理者（副）を登録するものとします。</p>
4(5)②	<p><b>組合管理</b>の方法          担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会するものとします。なお、担当者または責任者が、<b>組合管理</b>機能の利用により管理組合にかかる当行所定の情報を照会することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。</p>	<p><b>管理組合情報照会機能</b>の利用方法          担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合による管理組合側サービスの利用により登録された情報その他の管理組合にかかる当行所定の情報を照会するものとします。なお、担当者または責任者が、<b>管理組合情報照会</b>機能の利用により管理組合にかかる当行所定の情報を照会することができるのは、当行所定の期間内に限られるものとします。</p>
4(5)③		<p><b>パスワード初期化機能</b>の利用方法          担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）は、前記3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に申請するものとします。なお、管理組合の理事長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）がパスワード初期化機能を利用することにより、当該理事長または担当理事のパスワードを初期化するこ</p>

		とを当行に申請することになります。これにより当該理事長または担当理事のパスワードが初期化され、当該理事長または担当理事は、それ以前に利用していたパスワードを利用できなくなります。
4(5)④		ログイン ID 通知機能の利用方法 担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、管理組合の理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事に対して当該理事長または担当理事のログイン ID を通知することを当行に申請するものとします。なお、管理組合の理事長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、契約者の担当者、責任者、会社管理者または会社管理者（副）がログイン ID 通知機能を利用することにより、当該理事長または担当理事に対して当該理事長または担当理事のログイン ID を通知することを当行に申請することになります。これにより当該理事長または担当理事のログイン ID が当該理事長または担当理事に対して当行所定の方法により当行から通知されることになります。
8(2)⑤	契約者が当行との取引約定に違反した場合、契約書による本サービスの利用に影響を与える法令・規則等の制定・改定等があった場合等、当行が本サービスの利用停止または本利用契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合	契約者が当行との取引約定に違反した場合、契約者による本サービスの利用に影響を与える法令・規則等の制定・改定等があった場合等、当行が本サービスの利用停止または本利用契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合
11(2)④	ValueDoor 利用規定第 6 条の規定にかかわらず、契約者には、管理専用 ID および管理専用 ID（副）は付与されないものとします。また、同条(4)の規定にかかわらず、契約者は、当行所定の方法によ	ValueDoor 利用規定第 6 条の規定にかかわらず、契約者には、管理専用 ID および管理専用 ID（副）は付与されないものとします。また、同条(4)の規定にかかわらず、契約者は、当行所定の方法によ



<p>り管理専用 ID または管理専用 ID（副）にて利用者 ID の属性情報の登録および利用者 ID の利用可能なサービスの登録を行うことなくログイン ID を利用することができるものとします。なお、ログイン ID により、本サービスを利用することができるほか、当行所定のログイン ID の利用により新たにログイン ID を登録することおよび既存のログイン ID を削除することができるものとします。</p>	<p>り管理専用 ID または管理専用 ID（副）にて利用者 ID の属性情報の登録および利用者 ID の利用可能なサービスの登録を行うことなく、ログイン ID にて本サービスのうち当行所定の範囲のものを利用することができるものとします。なお、契約者は、当行所定のログイン ID にて新たにログイン ID を登録することおよび既存のログイン ID を削除することができるものとします。</p>
---	--